

【z267】災害応急作業等手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防その他の人事委員会規則で定める現場（「河川の堤防、堰、水門又は護岸」「道路法第四十六条第一項の規定に基づき通行が禁止されている区間の道路（同項第二号に係るものを除く。）又はその周辺」「港湾施設又は鉄道施設」）において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査	－ (1) 巡回監視の作業 (2) 応急作業及び応急作業のための災害状況の調査の作業 ※ 作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 ※ 著しく危険であると任命権者が認める場合			該当	円/日 (1) 480 (2) 730 それぞれ ※ 50/100 加算 ※ 100/100 加算
②異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時の設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会が認めるもの	－ ※ 著しく危険であると任命権者が認める場合			該当	840 ※ 100/100 加算
③前二号に掲げる作業に相当するものとして人事委員会規則で定める作業（職員が山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索及び救助の作業）	－				630